

報酬委員会方針(Charter)

1 目的

- 1.1 報酬委員会(以下「委員会」)は、当社の役員等の報酬等に関する諸事項等について決定し、取締役会に対して報告及び提言を行うこと、並びに当社の子会社の役員等の報酬等に関する諸事項等について審議し、取締役会に対して報告及び提言を行うこと等を目的とする。
- 1.2 定款に基づき設置する委員会の組織及び運営は、法令、定款または取締役会において定めるところによるほか、本則の定めるところによる。

2 構成

- 2.1 委員会の構成
 - (1) 委員会は、2名以上の社外取締役^(注)及び1名の代表執行役社長である取締役にて構成し、委員の過半数は社外取締役とする。委員の任命は取締役会の決議によりこれを行う。
(注)執行を兼務しない高い独立性を有する取締役を含む。(以下同じ。)
- 2.2 委員長の任命は、社外取締役の中から取締役会の決議によりこれを行う。委員長は、委員会を主導し、委員会の実効性を確保しつつ、委員会の職務執行状況を取締役会に報告する。
- 2.3 委員会の議長は委員長がこれにあたる。
- 2.4 委員長に事故あるときは、報酬委員会においてあらかじめ定められた順序に従って、他の委員が議長になる。
- 2.5 委員会の事務局は、総務部(取締役会事務局)内に置く。

3 運営

- 3.1 委員会は、年1回以上開催する。また、委員が必要と認めた場合には、随時開催することができる。
- 3.2 委員会は委員長がこれを招集する。ただし、他の委員が招集することを妨げない。

- 3.3 招集は、原則として委員会開催日の3日前までに、招集者が各委員に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときはこの限りでない。また、委員全員の同意がある場合は、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 3.4 委員会の決議は、議決に加わることができる委員の過半数の出席により成立し、その過半数をもって行う。
- 3.5 前項の決議について、特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。
- 3.6 委員会の委員長が必要と認める場合には、当社の執行役、下記4.5に定める外部専門家等、その他委員会委員以外の者を委員会に出席させ、報告または説明させることができる。
- 3.7 取締役会には委員長又は委員長が指名した委員から報告又は提言を行う。ただし、委員で異なる意見がある場合は、その意見を付さなければならない。
- 3.8 委員会が求めた場合、当社及び当社の子会社の取締役、執行役、執行役員及び使用人を、報酬委員会に出席させ、報酬委員会が求めた事項について説明をさせることができる。
- 3.9 委員会は、必要に応じて、委員以外の者から、報告と意見を聞くことができる。
- 3.10 委員会は、会議の議事録を作成し、議案の質疑、審議、報告、決議、活動等の内容について適切に記録する。
- 3.11 委員会に出席した委員は、議事録に署名又は記名・押印しなければならない。
- 3.12 前項の議事録は、委員会開催日から10年間、総務部(取締役会事務局)内に備えおく。
- 3.13 委員会は、毎年、委員会の活動について自己評価し、取締役会に報告する。

4 権限・責任

4.1 委員会は、以下の事項を決定する。

- ①当社の取締役、執行役及び執行役員(以下「役員等」)の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針
- ②当社の役員等の報酬等に関する制度の設置・改廃の内容

- ③第1号の方針に従った当社の取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容(当社の子会社の役職員を兼務する場合は、子会社が決定した子会社役職員としての報酬等(ただし、賞与は標準額)を合算した総額についても同様に決定を行う。なお、監査担当役員の年次業績評価結果は、監査委員会から報告を受ける。)
- ④その他委員会の職務の執行のために必要な基本方針、規程又は細目等の制定及び改廃(取締役会決議事項を除く。)

4.2 委員会は、以下の事項を審議する。

- ①当社の子会社の役員等の報酬等に関する制度の設置・改廃の内容
- ②当社の子会社の会長・副会長・社長及び頭取の報酬等
- ③当社並びに当社の子会社及び海外子会社の現地採用役員等(当社の取締役及び執行役を除く。)の報酬等

4.3 委員会は、4.1③の決定及び4.2②の審議にあたり、次の区分に従い、それぞれ各号に定める事項を決定・審議しなければならない。

- ①額が確定しているもの 個人別の額
- ②額が確定していないもの 個人別の具体的な算定方法
- ③金銭でないもの 個人別の具体的な内容

4.4 4.1及び4.2に掲げる当社の子会社及び海外子会社は、委員会の決議によりこれを定める。

4.5 委員会の審議に参加させるため、外部の専門家を任用することができる。

4.6 会社は、委員会がその権限を行使し、職務・責任を適切に果たすために必要と判断する資金及び他のリソースを提供する。

5 子会社との連携

5.1 委員会は、主要な子会社の監査等委員会から、4.2 に定める審議事項のうち、以下に掲げる事項の審議内容または審議結果について意見があった場合、当該意見を考慮する。

- ①主要な子会社の役員等の報酬等に関する制度の設置・改廃の内容
- ②主要な子会社の会長・副会長・社長及び頭取の報酬等
- ③主要な子会社の現地採用役員等(当社の取締役及び執行役を除く。)の報酬等

6 改定

6.1 委員会は、3.13 に記載した自己評価を踏まえ、毎年本則の有効性・適合性等をレビューして改定の要否を検討し、改定が必要と認めた場合には、取締役会に対し改定を提案する。

以上

付則

1. 本方針の施行を平成 29 年 12 月 1 日とする。

改定

平成 30 年 7 月 1 日 改定